

第9回 行革審委員からの質問について

委員名	質 問	回 答	資料名
高橋正人 委員	<p>《国の動向との関連付けについて》</p> <p>国の動向との関連付けはどうするのか。公務員の労使関係については、法案が国会に提出されており、その動向次第で中間答申の記載内容が途中で変更を余儀なくされる可能性がある。情報公開法についても同じ。</p>	<p>【公務員の労使関係に関する法案】 公務員の労使関係に関する法案は、第181国会で審議未了となり廃案になりましたので、現在は、審議中の同様な法案はありません。しかし、今後も公務員制度改革に関する国の動向は、注視していく必要があると考えます。</p> <p>【情報公開法】 情報公開法の改正法案は第181国会で審議未了となり廃案になりましたが、自治体の情報公開制度は国に比べ先進的であることから、廃案による影響は少ないと考えます。しかし、情勢等の変化に応じた適時の見直しは必要であると考えます。</p>	(資料2-6) 主要施策の例 「市政情報の共有化・透明性の確保」、「給与の適正化」
	<p>《新規取組の提起について》</p> <p>主要施策に関して、新規のものを提起する場合には、資料2-5の現行大綱の課題・今後の取組みについて十分に検討する時間が必要だと思われるが、第10回の審議会前に再度の意見を提出する時間は確保できるか。</p>	<p>新たな取組を提起することは可能です。新規の取組内容と関連資料(該当するものがあれば)を事前(審議日の1週間程度)に頂ければ、次回の審議内容(意見交換等)に取り入れていきたいと思えます。</p> <p>ただし、行革審の審議範囲は、改革の方向までとしておりますので、新規の施策については、「改革の方向」に含め、審議していただきたいと考えております。</p>	(資料2-6) 「行政運営」 (資料2-5) 「現行行財政改革推進大綱の取組み」
青山葉子 委員	<p>《総合計画における新大綱の位置づけについて》</p> <p>2015年からの第3次総合計画と、新行財政改革推進大綱との関係がよく理解できなかつたのですが、3次総にとって、新大綱はどのような位置付けになるのでしょうか。</p>	<p>「行財政改革(大綱)」は、3次総を推進するために、本市が推進していく施策の1つであり、資料2-4で(A3縦)示す、地域経営の指針の1つとして位置づけられる予定です。</p> <p>今後、総合計画を推進するためには、その財源確保が必要不可欠であるため、「行財政改革(大綱)」、「財政の中期見通し」と連携し、三位一体となって推進していく予定です。</p>	
	<p>《「地方公営企業の経営改善」と「健全な財政運営の推進」の関係について》</p> <p>「財政運営」の中で、「地方公営企業の経営改善」を「健全な財政運営の推進」に含めず別に独立させたのはなぜですか。</p>	<p>「地方公営企業の経営改善(上下水道・病院)」は、現大綱においても独立した改革の方向として位置付けております。</p> <p>その理由としては、</p> <p>①地方公営企業は経営手法の独自性を有し、独立採算制を基本とする経営形態であるため、一般会計と切り離していること。</p> <p>②ライフラインや安全・安心な医療体制の確保は、市民生活にとって非常に大きな役割を担っていること。</p> <p>などを踏まえ重要な改革の1つとして取り上げることとしました。</p>	資料2-6 「財政運営」
	<p>《公共資産マネジメントの推進の位置づけについて》</p> <p>試案の下段の赤枠に「公共資産管理の適正化」がありますが、これは、現大綱の改革の方向1や、改革の方向6でも、一部、取り組んできた事でもあると思います。新大綱で、改めて公共資産として、独立した改革にしたのは、より大きな改革に向けて、ということでしょうか。</p>	<p>従来は、各所管課がそれぞれに資産管理(修繕・改築等)を行ってききましたが、今後は全庁あげての取組として、本市が有する総資産量を適正規模に縮減させるとともに、維持・更新費用のコントロールをする必要があるため、新たな改革とし取り上げました。</p>	(資料2-6) 「全体像(試案)」